

## 【事例50】マルチ商法で「必ずもうかる」という勧誘は禁止！

【事例】お友達に喫茶店に呼び出され、「インターネットで1回だけ寄付したら、その後はずっと収入が保証される」と言われてお金を預けた。いつになっても入金がないけれど、騙されたんでしょうか。

(相談者：80歳代・女性)

### 【対処法】

- ①商品やサービスを購入・販売したりしないのに、1回だけ現金を支払えばこの先ずっとお金が儲かる、などという仕組みは成立しません。
- ②高齢の女性を狙って、よくわからないインターネットの話で混乱させ、儲かることだけを印象付ける「マルチまがい商法」があります。
- ③説明を聞いてもよくわからない場合には、すぐに契約せず、必ず家族や別の人に相談してください。お金を支払う前に相談することが大切です。

※困ったら、企画課の消費相談窓口82-1115に相談しましょう。